

経営事項審査制度について

1. 経営事項審査が必要な建設工事

建設業法第27条の2第3項の規定により「公共性のある施設又は工作物に関する建設工事」を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、「経営事項審査」を受けなければなりません。

「公共性のある施設又は工作物に関する建設工事」

= 公共団体等が発注者の建設工事で、一件の請負代金の額が、建築一式工事にあつては税込1,500万円以上、その他の建設工事にあつては税込500万円以上のもの

【備考】 経営事項審査を受けなければ請け負うことができない建設工事の発注者一覧表

[国]

[地方公共団体(県、市町村、地方公共団体の組合{一部事務組合・全部事務組合・役場事務組合}、財産区、地方開発事業団)]

[独立行政法人(その資本の金額若しくは出資金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたもの、建設業法施行規則第18条に定めるものに限る。)]

[地方独立行政法人]

[公庫・銀行]

沖縄振興開発金融公庫、公営企業金融公庫、国際協力銀行、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、中小企業金融公庫、日本政策投資銀行、農林漁業金融公庫

[事業団]

日本下水道事業団、日本私立学校振興・共済事業団

[基金]

社会保険診療報酬支払基金、年金資金運用基金、消防団員等公務災害補償等共済基金

[振興会]

日本小型自動車振興会、日本自転車振興会

[センター]

日本司法支援センター

[協会]

日本中央競馬会、日本放送協会、公害健康被害補償予防協会、地方競馬全国協会

[機構]

雇用・能力開発機構

[公社]

地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社、日本郵政公社

[組合等]

水害予防組合、水害予防組合連合、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、農林漁業団体職員共済組合

[研究所等]

国立大学法人、大学共同利用機関法人、港務局

[会社等]

東京湾横断道路建設事業者、成田国際空港株式会社、関西国際空港株式会社、日本環境安全事業株式会社、東京地下鉄株式会社、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、九州旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社

財団法人や社会福祉協議会は対象外です。

2．審査基準日

審査基準日は、経営事項審査の申請日の直前の事業年度の終了の日（＝決算日）です。

ただし、新規設立法人又は新たに事業を開始した個人で、最初の事業年度を終了していない場合は、設立日又は事業開始日が審査基準日となります。

また、合併の場合は、合併後最初の事業年度の終了日を待たず、合併期日又は合併登記の日を審査基準日とすることができます。

3．経営事項審査結果の有効期間

経営事項審査が必要な建設工事（以下「公共工事」という。）について発注者と請負契約を締結することができるのは、経営事項審査を受審し、その結果通知の交付を受けた後、その経営事項審査の審査基準日（＝直前の事業年度終了の日）から1年7月の間に限られています。（図 - 1 参照）

従って、毎年公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、審査基準日から1年7月間の「公共工事を請け負うことができる期間」が切れ目なく継続するよう、毎年定期的に経営事項審査を受けることが必要となります。（図 - 2 参照）

注意事項

毎年公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、毎年経営事項審査を受けることが必要となります。

『公共工事を請け負うことができる期間』は、申請の時期にかかわらず審査基準日から1年7月とされていますので、申請が遅れると審査や結果通知が遅れ、その分だけ『公共工事を請け負うことができる期間』が継続せずに、切れ目ができてしまう（＝公共工事を請け負うことができない期間ができてしまう）ことがあります。

図 - 3 は、2年目の申請時期が遅れたために、公共工事を請け負うことができる期間が短くなり、しかも『公共工事を請け負うことができる期間』が継続せず、公共工事を請け負うことができない期間ができてしまった例です。

単に申請を行っただけでは、公共工事を請け負うことはできず、審査が終了し、結果通知の交付を受けていなければなりません。

4. 経営事項審査の審査項目

経営事項審査の受審を希望する場合、図の網掛けの部分熊本県に、白の経営状況の部分全国の登録を受けた経営状況分析機関にそれぞれ審査申請する必要があります。

区 分		審 査 項 目	
(1)経営規模	X 1	工事種類別年間平均完成工事高	
	X 2	自己資本額 職員数	
(2)経営状況	Y	収益性	売上高営業利益率 総資本経常利益率 キャッシュ・フロー対売上高比率
		流動性	必要運転資金月商倍率 立替取動高月商倍率
		安定性	有利子負債月商倍率 純支払利息比率
		健全性	自己資本対固定資産比率 長期償還対固定資産比率
(3)技術力	Z	工事種類別技術者数	
(4)その他の審査項目	W	労働福祉の状況 事業の年数全成績 防犯安全会計士等数 防災活動への貢献の状況	

(注) 網掛けの部分は県が、白の部分は経営状況分析機関が審査します。

5. 評点項目の激変緩和措置

建設業者のリストラ推進による評点の激変緩和措置により、以下の評点については、それぞれに選択が可能です。

評 点 項 目	激変緩和措置(かの選択)		
工事種類別の年間平均完成工事高(X1)	連動	2年平均	3年平均
全工事合計の年間平均工事高(X2)			
技術職員数(Z)	連動	基準日現在	2年平均
建設業に従事する職員数(X2)			
自己資本額		基準日現在	2年平均

(注1) X2の「全工事合計の年間平均完成工事高」については「工事種類別の年間平均完成工事高(X1)」の選択に自動的に連動するとともに、X2の「建設業に従事する職員数」についても「技術職員数(Z)」の選択に自動的に連動します。

(注2) 前回に申請した選択と違ってかまいません。

6. 総合評定値の算定式

各審査項目のそれぞれの数値に基づき、一定の基準によりそれぞれ評点を算定し、次の算式により建設工事の種類ごとに経営事項審査の総合評点を算定します。

$$\text{総合評定値 } P = 0.35 \times X1 + 0.10 \times X2 + 0.20 \times Y + 0.20 \times Z + 0.15 \times W$$